

新旧対照表

新	旧
高知県小規模林業総合支援事業費補助金交付要綱 第 1 条 から 第 14 条 略 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>10</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金に関する第 6 条、第 7 条、第 10 条第 3 項及び第 13 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。</u> 別表第 1（第 3 条関係） から 第 5 号様式（第 10 条関係） 略	高知県小規模林業総合支援事業費補助金交付要綱 第 1 条 から 第 14 条 略 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金に関する第 6 条、第 7 条、第 10 条第 3 項及び第 13 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。 <u>（新規）</u> 別表第 1（第 3 条関係） から 第 5 号様式（第 10 条関係） 略